

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月20日
【会社名】	第一三共株式会社
【英訳名】	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 讓治
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03-6225-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【電話番号】	03-6225-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 健太郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2015年7月17日
【発行登録書の効力発生日】	2015年7月25日
【発行登録書の有効期限】	2017年7月24日
【発行登録番号】	27-関東124
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	300,000百万円 (300,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2016年6月20日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定による)及び臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2016年6月20日に関東財務局長に提出しました。これらの臨時報告書の提出により、当該書類を2015年7月17日付で提出した発行登録書の参照書類とします。 また、2015年7月17日付で提出した発行登録書のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のほか、以下のとおりであります。  
なお、訂正箇所については下線を付しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 3【新規発行による手取金の使途】

###### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

社債償還資金、借入金返済資金、投融資資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

社債償還資金、借入金返済資金、自己株式取得資金、投融資資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。